

## 安慧の三性説理解について

北野新太郎

安慧 (=Sthiramati, 510-570) は顕現の結果としての形象を遍計所執性であるとする。われわれにとっては『撰大乘論』にいわれるように「所遍計 (parikalpya)」は依他起性であり、それ (依他起性としての所遍計) に対して意識が言葉による増益をなした結果として依他起性から遍計所執性への転換が起こると考えたほうが理解しやすいのであるが、安慧は顕現が起こったときにはすでに形象は遍計所執性となっていると考えているようである。その意味で安慧の三性説理解には不明な点が多い。ここでは安慧の三性説理解の特徴を特に顕現ということの意味を中心として考察してみる。

そしてこのようにあらゆる所識 (vijñeya) は、構想された存在 (遍計所執性) であるから、事物 (vastu) として存在するのではない。しかし (認識する) 識 (vijñāna) は縁起したものであるから実在 (dravya) として存在すると認められるべきである。(Trisikā-bhāṣya, Lévi ed. p. 16,11,15-16.)

安慧はここでは vijñāna, vijñeya というように能・所に対応する形を使っているから、依他起性としての識が認識主観、それによって認識される所識が遍計所執性と考えているとみてよいであろう。そして認識が起こることが顕現であるとする、顕現した対象は (外界の) 対象として増益されているところの遍計所執性そのもの、ということになる。vijñāna, vijñānaparīṇāma, abhūtaparikalpa というものはいうまでもなく依他起性に位置づけられるものであるが、それ自体が、「構想された自性」すなわち parikalpita-svabhāva に対しては認識主観的な意味をもつものである。しかし vijñapti-mātra (唯識) ということは識 (vijñāna, あるいは vijñapti) 以外のものは存在しないということであるから、認識が起こっているときのその認識の対象も、その“唯識”ということにしたがえば識 (すなわち心) でなければならぬことになる。識 (心) は唯識派の考えからするならば、縁起したものであり、有、すなわち、存在的なものとしての依他起性に位置づけられねばならない。したがって、その識 (心) 以外のものではあり得ない筈の“客観”もまた依他起性に位置づ

けられねばならない、ということになるであろう。このような意味において、認識における“客観”を三性の中の遍計所執性に位置づけるか、あるいは依他起性に位置づけるかという問題が必然的に生じてくることになる。このように認識の対象に遍計所執性と依他起性と二重の存在性格が付与される点に三性説を理解する上での難しさがあるといえる。

『唯識三十頌』第17偈において世親は次のようにいっている。

この識転変は構想(分別)である。それによって構想(分別)されるものは、存在しないのである。それゆえに、このあらゆるものは、ただ識のみのものである。(Trisikārikā, Lévi ed. p. 35,11.8-9.)

次に安慧が *abhūtaparikalpa* と *grāhya*, *grāhaka* との関係をどのように捉えているかについて確認してみよう。

「所取と能取とを分別すること」[というのは、外界の対象としては]空である象などの形象の幻において、象の形象など[を認識する]ようなものである。二つの虚妄(所取・能取)がここにおいて分別されるから、あるいはこれによって分別されるから「虚妄分別」である。また「虚妄」という言葉によってそれは所取・能取として分別されるようには存在しないということを示すのである。「分別」という言葉によって、分別されているような[外界の]対象は存在しないということを示すのである。このようにこれ(虚妄分別)の特質は所取と能取とを離れたものであることが明らかにされたのである。(Madhyāntavibhāga-śikā, Yamaguchi ed. p. 13,11.17-23.)

この箇所の安慧の説明からみると、所取・能取とは幻術において顕現した象のようなものであり、遍計所執性としての象が「ここにおいて(asmin)」あるいは「これによって(anena)」分別されるから虚妄分別であるとされる。そして虚妄分別によって「分別されているような[外界の]対象は存在しない」とされているから安慧における所取・能取とは依他起性としての存在性をもった識より外に増益されたものであることがわかる。『中辺分別論』1・1は以下のごとくである。

虚妄分別はある。そこに二つのものは存在しない。しかしそこに空性が存在し、また、その同じところにそれ(虚妄分別)が存在する。(Madhyāntavibhāga-bhāṣya, Nagao ed. p. 17,11.16-17.)

依他起性としての虚妄分別は存在するがその同じところ(tatra)には「二つのもの」すなわち所取・能取は「存在しない(na vidyate)」とされるから本来、所取・能取とは遍計所執性の領域に位置づけられるべきものとみてよいであろう。

『成唯識論述記』では三性説についての安慧と護法とのそれぞれの解釈を次のように示している。

安慧は解して云く。何を転変と名づくるや。謂く是の三〔能変〕の識の自体は皆、転変して見・相二分に似る。識の自体分を名づけて転変と為す。転変とは変現の義なり。即ち識の自体が現じて二の相に似るなり。實には二相に非ず。其の實の二相は即ち所執なるが故に。即ち遍計所執は依他の有に似る。理実には無なり。或は転変とは是、変異の義なり。謂く一の識体が変異して見・相二分の用と為りて起るなり。

護法菩薩は解して謂く。又、転変とは是、改転の義なり。謂く一の識体改転して二相と為る。自体とは異なるなり。即ち見には能取の用有り、相には質礙の用有る等なり。識の自体が転じて能取と及び有礙とを起すに由るが故に。或は変とは是、現の義なり。（大正 43, p. 487, a, ll. 6-15.）

pariṇāma（転変）を安慧は「変現」と解釈し、護法は「改転」としている。そして顕現の結果としての形象を安慧は遍計所執性に、護法は依他起性に位置づけているから、（安慧の）「変現」とは「存在性そのものの変化」、（護法の）「改転」とは「等質な存在性をもったものの展開」とみるべきであろう。換言すれば安慧は所取・能取を依他起性としての識転変の領域より外に位置づけ、護法は相分・見分を依他起性としての識内で処理しようとしているということになる。

安慧は *Madhyāntavibhāṅgāṭikā* において次のようにいっている。

幻の質料因 (māyopādāna) のように、顕現するものは存在するが、所取・能取の形象として顕現しているごとくには、これ (依他起性) はそのように存在しないのである。幻の人 (māyā-puruṣa) などのようなものである。それゆえに [それは] 迷乱である。[それは実に依他起性における真実である。] そうでなければ、存在しているものがそれ自体において、存在していない形象として顕現することになってしまう。 (*Madhyāntavibhāṅga-ṭikā*, Yamaguchi ed. p. 113, 11.12-16.)

安慧は「そうでなければ、存在しているものがそれ自体において、存在していない形象として顕現することになってしまう」という。「存在しているもの」とは、いうまでもなく依他起性である。ここで安慧が否定しているのは護法のいう「改転」に近い立場であろう。また「存在していない形象として顕現した」ものは遍計所執性であるとされる。このことから、安慧は「顕現」という一つの動きによって流動的に依他起性から遍計所執性への転換が起こるとみているということがわかる。

紙数の関係で註記は省略。

〈キーワード〉 三性説, Sthiramati, 顕現, 所取・能取, vijñeya

(国際仏教学大学院大学大学院)